熊本大学病院 タクシー供給事業に係る公募要領

令和5年7月 国立大学法人熊本大学

熊本大学病院タクシー供給事業に係る公募要領

この公募要領は、熊本大学病院(以下「本学」という。)におけるタクシー供給事業者を 公募により選定するため、必要な事項を定めるものである。

1 事業名及び事業の内容

- (1) 事業名 熊本大学病院タクシー供給事業
- (2) 事業の趣旨 事業者は、本学が指定する場所を有償で借り受け、本学と協議のう え、患者等のためのタクシー供給事業の全般を実施する。
- (3) 事業の内容 「熊本大学病院タクシー供給事業実施に係る条件等」のとおり
- (4) 特記事項 公募に参加する場合には、2社以上(グループ会社での2社以上は不可。他社と共同によるものとする。)により構成される企業連合(以下「グループ」という。)で参加すること。

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 国立大学法人熊本大学契約事務取扱規則第8条及び第9条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を 得ている者は、同8条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 契約責任者から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 令和元年度から令和4年度までの期間において、本学との契約で中途解除がないこと。
- (4) 本社又は支社を熊本市内に有し、熊本市内での事業実績を令和元年度から令和4 年度までの期間において3年以上有すること。
- (5) 本学に出入りする全てのタクシーを禁煙車とすること。
- (6) 本学に出入りする全てのタクシーが任意保険に加入していること、又は事業開始 日までに加入が可能であること。
- (7) 本学に出入りする全てのタクシーが自動車検査登録制度による登録を受けている こと、又は事業開始日までに登録を受けることが可能であること。
- (8) 事業開始1ヶ月前の時点で営業用タクシー15台以上を保有し、配車できる状態にあること。
- (9) 国土交通省九州運輸局が公表している「一般乗用旅客自動車運送事業」の令和4年 の累積違反点数についてグループを構成する各社が21点を超えていないこと。
- (10) 熊本市タクシー共同乗車券が使用可能であること。
- (11) 直近1年間において国税、県税及び市町村税の未納及び滞納がないこと。

3 参加表明書の提出

- (1) 公募参加者を把握するため、参加を希望する者は参加表明書(様式 2) を提出すること。
- (2) 参加表明書の提出方法

参加表明書は、持参又は郵送等により提出すること。郵送等の場合は、簡易書留 又は民間事業者による簡易書留に準ずるものとし、封筒の表に「熊本大学病院タクシー供給事業参加表明書在中」と記載すること。

(3) 提出期限

令和5年7月31日(月)12時00分(必着)

※参加を取りやめる場合は、企画提案書の提出期限までに文書にて通知すること。

4 企画提案書等の提出方法

(1) 提出書類

公募に参加する場合は、「熊本大学病院タクシー供給事業実施に係る条件等」(6頁 -7頁)を熟読のうえ、次の書類を提出すること。

書類	必要書類	様式・注意事項等	提出部
No.	4) 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		数
1	参加申込書及び誓約書	様式3	1部
2	委任状	様式4	1部
3	企画提案書	様式 5-1~5-8	8 部
4-1	会社概要	様式6(パンフレット等あれば添付)	8 部
4-2	企画提案書及び会社概要まとめ	様式7	8 部
5-1	履歴事項全部証明書 (個人の場合は住民票)	発行日から3ヶ月以内のもの	原本 1 部
5-2	納税証明書	直前決算1年分、発行日から3ヶ月以内のも	原本
	(国税、県税及び市町村税)	の (未納のないことの証明)	1 部
5-3	財務諸表類	法人にあっては、貸借対照表、損益計算書等、 経営実績がわかるもの 個人にあっては所得税確定申告書の写し (所得税青色申告決算書を含む) いずれも直前決算1年分	写し 1式
5-4	一般乗用旅客自動車運送事 業認可書	運輸局発行のもの	写し 1部
5-5	自動車検査証及び任意保険 契約一覧	様式8(グループ合計15台以上)	1 部
5-6	自動車検査証	グループ合計15台以上	写し 各1部
5-7	任意保険の内容証明書	グループ合計15台以上	写し 各1部
6-1	プラチナえるぼし認定書 えるぼし認定書	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定書 (詳細は審査基準を参照)	写し 8部
6-2	プラチナくるみん認定書 トライくるみん認定書 くるみん認定書	次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定書 (詳細は審査基準を参照)	写し 8部
6-3	ユースエール認定書	青少年の雇用の促進に関する(若者雇用促進 法)に基づく認定書	写し 8部

※書類 No.3,4 及び 6 については、グループ各社で記載部数を提出すること。 No.6-1 から 6-3 は、未取得の場合は提出不要。

(2) 企画提案書等の提出方法

- ① 様式(任意様式含む)は、A4縦版・横書きとする。
- ② 必要書類は、書類 No.順に全て綴ったものを 1 部 (正本)、No.3~4-2 及び 6-1

~6-3 のみ綴ったものを 7 部 (副本)、及び企画提案書等 (Excel 様式 5-1~5-8、7) のデータを提出すること。

- ③ 正副本(8部)ともに1部ずつ紙ファイルに綴じ、表紙及び背表紙に、「事業者名」及び「熊本大学病院タクシー供給事業企画提案書」「正本、副本の別」を記載すること。(背表紙の「事業者名」はグループ代表業者のみでも可)
- ④ 企画提案書等は、持参又は郵送等により提出すること。郵送等の場合は、簡易書留又は民間事業者による簡易書留に準ずるものとし、封筒の表に「熊本大学病院タクシー供給事業企画提案書在中」と記載すること。
- ⑤ その他

企画提案書は、日本語及び日本国通貨により記載すること。

(3) 企画提案書等の提出期限

令和5年8月10日(木)12時00分(必着)

(4) その他

①本公募要領に対しての質問は、質問書(様式1)でのみ受け付ける。口頭による 質問は受け付けない。

提出方法:電子メール(以下「メール」という。)による(正しく送信されたことを確認すること)

提出期限:令和5年8月2日(水)12時00分(必着)

回答方法:提出されたすべての質問を令和5年8月4日(金)までに メール等にて回答する。

- ②提出された書類については、提出後の追加及び変更は認めない。
- ③提出された書類の内容については、当事業者選定以外に利用しない。
- ④提出された書類については、一切返却しない。
- ⑤書類の作成・提出に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- ⑥書類の内容に関して、確認又は問い合わせを行う場合がある。

5 選定方法等

(1) 選定方法

公募要領及び審査基準等に基づき、企画競争選定委員会(ヒアリング及び書類審査) において審査を行い、高い得点を得た1グループを契約予定者として内定する。

ただし、応募者全てにおいて、審査の総合点数が満点の半数以下の場合は、協議するものとする。

※応募者が1グループの場合ヒアリングは実施しない。ただし、この場合であっても 書類審査の結果によっては、ヒアリングを実施するものとする。

(2) 選定結果の通知

選定終了後、すべての参加者に選定結果を通知する。

- (3) 選定後の手続き
 - ①契約締結

内定した契約予定者と、不動産貸付契約を締結する。また、業務運営に関することについて、念書を徴収する。

②内定契約予定者の取り消し

次の場合は、内定を取り消す。

・内定から事業開始までの間に契約予定者の諸般の事情変化等により企画提案

した事業の運営が確実に履行できないと本学が判断した場合。

- ・著しく社会的信用を損なう行為等により、契約予定者としてふさわしくないと本学が判断した場合。
- ③内定の取り消しがあった場合について 内定の取り消しがあった場合は、次点の提案を行った者を最上位に繰り上げ、順 次契約の調整を行うものとする。

6 スケジュール

(1) 公募開始 : 令和5年7月20日(木)

(2)参加表明書の提出期限:令和5年7月31日(月)12時00分(必着) (持参又は郵送等にて)

(3) 質問書の提出期限 : 令和5年8月2日(水)12時00分(必着)

(メールにて受付)

(4) 質問書の回答 : 令和5年8月4日(金)

(メールにて回答)

(5) 企画提案書の提出期限:令和5年8月10日(木)12時00分(必着) (持参又は郵送等にて)

(6) ヒアリング : 令和5年9月上旬予定
(7) 選定結果通知 : 令和5年9月中旬予定
(8) 契約締結 : 令和5年9月下旬予定

(9) 契約期間 : 令和5年10月1日から令和8年9月30日まで

7 その他

事業実施に当たっては、念書、「熊本大学病院タクシー供給事業実施に係る条件等」を 理解し当該条件等の項目4の条件及び企画提案書を遵守すること。

8 提出先及び担当部局

〒860-8556 熊本市中央区本荘1丁目1番1号 国立大学法人熊本大学病院事務部 経理課 病院施設管理室 管理担当 電話 096-373-5926 FAX 096-373-5955 メールアドレス iyc-kanri@jimu.kumamoto-u.ac.jp

熊本大学病院タクシー供給事業実施に係る条件等

下記4に掲げる条件は、すべて業務の履行における条件である。そのため、事業を実施する上で当該条件を遵守しなければならない。条件を遵守できなかった場合は、契約を解除することがある。なお、契約解除があった場合、次点の提案を行った者を最上位に繰り上げ、順次契約の調整を行う。

1 病院の概要

- (1) 施設名 熊本大学病院
- (2) 所在地 熊本市中央区本荘1丁目1番1号
- (3) 規模病床数845床、診療科数30科
- (4) 患者数 入院患者 約750人、外来患者 約1,400人/日
- (5) 職員等 約2,500人

2 事業実施場所の概要

- (1)場所
 - 熊本大学病院敷地内
- (2)面積
 - 50㎡ (別図参照) (タクシー待機として約5台分)
- (3) 土地使用料(不動産貸付料)
 - 総額 約105万円(年間約35万円程度)
 - ※1 使用料は概算額であり消費税及び地方消費税込みの金額。
 - ※2 使用料金の算定及び納付方法については、「国立大学法人熊本大学不動産貸付 基準」によるものとする。(納付の分割可)

3 事業実施期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日まで

4 熊本大学病院タクシー供給事業実施に係る条件

- (1) 運営に関する条件
 - ①事業運営に必要な各種法令に基づく許認可などは、事業者が取得すること。
 - ②健全な運営を行っているかどうかを確認するため、本学に対して当該年度の10月から翌年度9月末日までの業務状況報告書を翌年10月末日までに提出すること。 (グループは各々提出すること)
 - ③経済状況の変化などにより事業の運営に支障が生じたときは、本学と相談するなど、 本学の事業や運営事業に支障が生じないよう誠実に対応すること。
 - ④利用者(特に高齢者、障害者等)に対して、より良いサービスをもって、安定的かつ継続的に運営すること。そのための方策について、随時本学へ協議を申し出ると共に、その実現に向け、最大限の努力を行うこと。
 - ⑤利用者等から寄せられた苦情等に対し、再発の防止措置を含め迅速かつ適切に対応 すること。また対応の結果を半年に一度、本学に書面にて報告すること。必要と認め られる場合は、本学と協議のうえ対応すること。
 - ⑥車両の待機場所は、別図に示すとおりであり、待機場所以外の駐車を禁止する。 なお、通常及び雨天等の繁忙時も常時車両を待機させ、待機車両が0台とならないよ う努め、呼び出し後、速やかに配車すること。

- ⑦車内環境(清潔さ、ニオイ等)の維持・向上に努めること。
- ⑧整理誘導員を平日8時30分から17時15分まで常時1名以上配置すること。 なお、整理誘導員は熊本大学病院で業務を行う上での自覚を持ち、身だしなみや言葉 遣いなどを含め、利用者に対し適切な接遇ができる者を配置すること。(年末年始を 除く、業務委託可)
- ⑨整理誘導員は、タクシー業務の交通整理員であることが一目で認識できるよう腕章 等を着用すること。
- ⑩状況に応じたタクシー・乗降者の適切な誘導を行うこと。
- ⑪院内スタッフの補助が必要と思われる利用者の来院に気がついた場合、本学が準備する呼び出し用ブザーのスイッチを押し、院内のスタッフに知らせること。
- ②乗客の求めに応じて、押し車・車いすを届けること。
- ③乗務員・整理誘導員の研修を行い、接遇態度向上に努めること。
- ④乗務員・整理誘導員に定期健康診断を受けさせる等、健康管理を行うこと。なお、本学に出入りするすべての乗務員・整理誘導員に対し、流行期前にインフルエンザワクチン接種をすること。
- ⑤構内では、交通マナーを守り、安全運転に努めること。
- ⑩外来診療棟前の周回路上に路線バスが走行している時は、充分な車間距離を設け、併 走、追い越しをしないこと。
- ⑪乗客の乗降後に車線に合流する際は、路線バス及び一般車両の進行を優先すること。

(2) その他条件

- ①災害・事故が発生した場合、発生するおそれがある場合、又は業務の遂行に支障をきたすような重大な事態が発生した場合は、直ちに必要な措置を取るとともに、関係機関及び本学に遅滞なく報告すること。
- ②災害発生時には、本学の要請により協力すること。
- ③地域社会貢献活動(本学への助成等を含む)を継続して行うこと。
- ④事業撤退の際には、次の事業者への引き継ぎに協力すること。
- ⑤その他、本学から指示・要請のある場合は、速やかに報告・対応を図ること。